

公募要領

1. 事業名

人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト

2. 事業の趣旨

我が国社会や世界が転換期を迎える中、AI や生命科学などの先端領域の科学技術の社会実装、また、人間中心の社会を掲げる Society5.0 の具体化に向けて、人文学・社会科学の学術知に対する期待が高まっているが、人文学・社会科学の学術知の活用に当たっては、以下の課題が指摘されている。

- 人文学・社会科学の個々の専門的な研究がそれぞれに分断され、現代社会が対峙している課題への対応や、マクロな知の体系化が難しくなっていること
- 自然科学による問題設定が主導する形となっているため、人文学・社会科学の研究者がインセンティブを持って協働することが難しく、また、人文学・社会科学の学問体系で蓄積された知と自然科学から提起される諸問題との間に距離があること

本事業は、これら人文学・社会科学における課題を克服するため、現状において解決策が探究されていない、あるいは未だ顕在化していない社会的課題を見据えて、未来社会の構想のために、我が国の人文学・社会科学の知がどのように貢献でき、何をなし得るかを考察するプロセスの体系化を目指すものとする。

そのための方策として、30～50 年先の国際社会や我が国社会を見据えた長期的な視座が必要なもので、かつ、人文学・社会科学が中心となって取り組むことが適当と考えられる諸問題（以下「大きなテーマ」という。）の下に、人文学・社会科学の研究者が中心となって、自然科学の研究者はもとより、産業界や市民社会などの多様なステークホルダーが知見を寄せ合って研究課題及び研究チームを創り上げていくための環境（以下「共創の場」という。）を整備する。

上記の大きなテーマは、以下の（1）から（3）のとおりであるが、各テーマに係る背景や社会状況、研究課題のキーワードは例示である。なお、大きなテーマは、事業の進捗、社会的要請等を踏まえ、令和3年度以降に変更することがあり得る。

（1） 将来の人口動態を見据えた社会・人間の在り方

○令和元年版高齢社会白書で紹介されている、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の推計人口」において、我が国の人口は2065年には9千万人を割り、高齢化率は38.4%に達するとされ、経済や社会の諸基盤の安定性に大きな影響が生じることになる。

○また、国連経済社会局の報告書「世界人口予測 (World Population Prospects) 2019 年度版」によれば、一部の国と地域における急激な人口増加で、現在約 77 億人の世界人口が、2050年には97億人に達するとされ、この間、天然資源と生態系への圧力が更に強まることが予想される。他方で、人口減少を経験する国も増加するため、25歳から64歳の生産年齢人口の低下、世界人口の高齢化が訪れるとされてお

り、先進国を中心とした経済の縮小、社会保障の肥大化が、政府の財政全般を圧迫し、世界の持続可能な発展に大きな影響を与えることになる。

○このような我が国及び世界の人口動態を見据えながら、いかにして人間中心で多様性のある持続可能な社会を実現していくかについて探究する。

<研究課題のキーワード>

Sustainable Society／グローバルゼーション／生産と消費／国際産業連関／外国人労働者／少子高齢化／都市・農村／家族／社会保障／雇用制度／情報基盤／人工知能・ロボット

(2) 分断社会の超克

○社会的課題の解決のためには、多様なステークホルダーの協働による包摂的なアプローチが求められているが、現実には、民意の分断、世代間の分断、階層の分断など、いくつかの分断がその協働を阻害している面がある。

○例えば、これまでの政治学では、多様な選好から一つの社会的決定を導き出すために、多数の意見による決定が望ましいと考えられてきた。しかし、一部の国にみられるように、現在では多数派が少数派の権利を脅かすようなことが起きており、多数と少数の対立が先鋭化している。また、英国のブレグジットを巡る民意の分断や、国内に目を向ければ、経済的な格差による階層の分断などが取り沙汰されている。

○こうした分断は今後ますます様々な形で顕在化していくものと考えられるが、いかにして分断の構造を捉え直し、乗り越えていくための道筋を示すことができるかについて探究する。

<研究課題のキーワード>

デモクラシー／多数決民主主義／ポピュリズム／多文化共生／社会的包摂／ホスピタリティ／マイノリティ／ジェンダーとセクシュアリティ／コミュニケーション／公共圏／教育／在来知／情報技術／シチズンサイエンス

(3) 新たな人類社会を形成する価値の創造

○ポスト冷戦も終わり、世界秩序を新たに模索する動きが続いているが、30～50年後の世界は、人口動態の変化や気候変動、科学技術の更なる進展等により、日々の生活だけでなく、国家像そのものの変容もたらされ、地球規模での人類社会の価値の見直しと創造が一層進むものと思われる。

○特に人類史上最も大きな営みとされ、19世紀以降急速な発展を遂げてきた科学技術が、その加速度的な進展によりもたらすと言われている技術的特異点(Singularity)等の劇的な社会環境の変化に対し、いかにして人類が向き合っていくか、また、緊迫した地球環境問題として、例えば地質年代区分である完新世に続く新たな区分として提唱されている人新世(Anthropocene)という考え方があるように、人類の活動と地球環境の関係の均衡をいかに保っていくか、といったことについては、人類社会の価値の見直しと創造を考える上で避けられない課題である。

○これまで価値の創造が、国や地域、人々の文化や歴史、思想・倫理等を背景になされてきたことを踏まえれば、上記のような地球的規模の課題に取り組む過程では、非西欧国である日本の明治以降の近代化などの経験を省察しながら、我が国の学術

知が新たな人類社会を形成する価値の創造にいかに関与し、どのような役割を担うことができるかについて探究する。

<研究課題のキーワード>

Society5.0 の再定義／SDGs の再定義／多極化／文明間の対話／相互理解／パートナーシップ／トランスナショナル／社会・経済システムの移行／ゲームチェンジャー／人材育成／西洋と日本／分解と創造／再記憶化／地球・宇宙環境と倫理／生命科学技術

なお、現在発生している COVID-19 のパンデミックは、我が国を含む世界各国の生活・経済活動等に大きな影響を及ぼしており、今後、我々の社会の在り方に大きな変革・変容を迫るものと考えられる。このため、大きなテーマの下、研究課題を創り上げていくに当たっては、このような現下の状況を踏まえることも考えられるが、その場合であっても、単に一般のパンデミックへのいわゆる対症療法的な解決策を追求することに留まらず、本事業の趣旨に添い、人や社会を研究対象とする人文学・社会科学の研究者が中心となって、このような変革期における新たな社会の在り方等を探究していくような課題を設定する必要がある。

3. 事業の内容

実施機関は、上記の趣旨を踏まえ、文部科学省と委託契約を締結し、以下の（１）及び（２）を実施する。

本事業において実施機関に求める成果は、（１）及び（２）を実施することによって、大きなテーマごとに、研究課題を設定するとともに、当該研究課題に対応した戦略的かつ実効的な研究チームを毎年度構築することである（なお、その過程において、参加する研究者自身のネットワーク、知見、問題意識等の研究資源の充実に寄与するようにより取り組む必要がある）。また、このことを通じて、未来社会を構想するために、我が国の人文学・社会科学の知がどのように貢献でき、何をなし得るかを考察するプロセスを体系化することを求める。

本事業において実施機関に求める成果は上記のとおりであるが、構築された研究チームは、設定した研究課題について、競争的資金を獲得するなどして、研究実践につなげることを目指すものとする。

なお、提案に当たっては、「人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト（中間まとめ）」（令和元年9月19日 科学技術・学術審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会）（以下「報告書」という。）を参照すること。

（１）事業運営組織の設置

実施機関は、（２）を実施するために必要な事業運営組織として以下の①～③に記載する事業総括者、テーマ代表者及び事業運営委員会を設置するとともに、必要に応じ、これらの業務を支援する URA 等を配置し、その運営を行う。

①事業総括者の設置

事業総括者は、本事業の総括的責任を担う者として、共創の場を活用したテーマ代表者による研究課題の設定及び当該研究課題に対応した研究チームの構築について指導・助言するものとする。

事業総括者は、文部科学省が指名する者（１名）とし、実施機関が委嘱するものとする。

②テーマ代表者の設置

テーマ代表者は、大きなテーマごとに、共創の場への参加者の決定、共創の場

における意見集約・調整等を行うことにより、研究課題を設定するとともに、当該研究課題に対応した研究チームを構築するものとする。

テーマ代表者は、文部科学省が、実施機関の提案を踏まえて指名する者（大きなテーマごとに1名）とし、実施機関が委嘱するものとする。

実施機関は、テーマ代表者について、各大きなテーマに係る知見を有しており、かつ、複数の研究グループが参画するプログラムの責任者としての経験を有する者又はそれに準じる者を提案すること。また、テーマ代表者3名のうち少なくとも1名は実施機関外の者を提案するよう努めること。

③事業運営委員会の設置

事業運営委員会は、本事業の運営について、実施機関及び事業総括者に対して指導・助言するものとする。

事業運営委員会の委員は、事業総括者、大きなテーマに関する有識者等として実施機関が提案した者（4名程度）及び文部科学省が指名した者（科学技術・学術審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会の委員を含む4名程度）で構成するものとし、実施機関が委嘱するものとする。

（2）共創の場の運営

実施機関は、大きなテーマごとに共創の場を設置するとともに、そのことを広く周知し、共創の場への参加者を募るものとする。

報告書において、参加者の「公募に当たっては、研究チームに多種多様な発想と人材を求めつつ、世代間の協働や国際的な取組を進める観点から、女性研究者や若手研究者、外国人研究者を確保するなどの運用上の工夫も必要」とされていることを踏まえ、提案に当たっては、参加者の募集方法とともに、これらの者の参加を得るための方法についても提案すること。

共創の場の内容は、以下の①～③に記載するものを基本としつつ、具体的には、実施機関が本事業の趣旨を踏まえ検討の上、提案すること。

- ①テーマ代表者を中心として、多様な研究者やステークホルダー等が集まり、相互の議論を通じて、研究課題を設定するとともに、当該研究課題に対応した研究チームを構築するための2日程度のワークショップを複数回開催すること。会場については、参加者がアクセスしやすい場所を確保すること。参加者数については、テーマ代表者が適切にマネジメントできるよう、大きなテーマごとに30名程度までとすること。大きなテーマごとに開催するか、複数の大きなテーマを同一日程・同一会場においてまとめて開催するかについては、実施機関が検討の上、提案すること
- ②質の高い共創が行われるよう、研究者等がワークショップの前後において行う調査、打ち合わせ等に対する支援や、各テーマについて卓越した識見を有する研究者の招へい等の取組を行うこと
- ③ワークショップ等の成果（研究課題及び研究チーム等）を公表するとともに、当該成果について、社会の意見を取り入れてブラッシュアップするためのシンポジウムを開催すること

実施機関は、上記の取組に必要な諸経費（設備備品費、人件費、業務実施費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」及び実施機関が定める規定等に基づき算出の上、総額を計上し、その内容につ

いて企画提案書に記載すること。

特に、(2)の取組に必要な諸経費(テーマ代表者のサポート等を行うURA等の人件費については(1)として積算すること)については、本事業の要であることから、総額(一般管理費を除く。)の60%を超える提案とすること。

なお、本事業において実施するワークショップ(上記①)及びシンポジウム(上記③)は集合形式(実際に集まる方式で開催することをいう。以下同じ。)での実施を前提としているが、COVID-19感染拡大の状況によってはWEB会議システム等を用いることによる集合形式によらない実施も可能とする。このため、令和2年度の諸経費については、集合形式での実施を想定した積算とともに、集合形式によらない実施を想定した積算についても提示すること。

4. 応募資格

以下の(1)～(3)を満たす組織であること。

(1) 以下のいずれかに該当する組織であること。

- ①大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)
- ②大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年112号)第5条に規定する大学共同利用機関法人をいう。)
- ③独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人をいう。)

(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

(3) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 事業の実施期間・規模及び採択予定件数

(1) 事業の実施期間：令和2～4年度(3カ年事業(予定))

ただし、毎年度、文部科学省において、事業の実施状況等を確認し、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、委託契約の締結は年度毎に行うものとする。

(2) 事業の規模：各年度の計画額の上限は29,898千円(一般管理費を含む。)

ただし、予算の状況によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる場合がある。

(3) 採択予定件数：1件

ただし、以下の「6」に記載する審査委員会による審査の結果、増減する場合がある。

6. 実施機関の選定方法及び選定結果の通知

本事業の実施機関を選定するための審査委員会を設置し、非公開で選定作業を行う。選定に係る審査方法については「審査基準」とおりとする。選定作業の終了後、速やかに全ての提案者に選定結果を通知する。

7. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
中央合同庁舎7号館(17階)
文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室
TEL: 03-5253-4111 (代) (内線4221)
FAX: 03-6734-4069
E-mail: singakuj@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① 企画提案書のファイル形式はPDFとMS-Wordの2種類の形式とする。
- ② 企画提案書等のデータをメールに添付して送信すること。
 - ・ メールの件名は「(法人名)_人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト」とすること。
 - ・ メール受信の目安としては5MBであるため、それ以上の容量となる場合は、複数のメールに分割して送信するなどの工夫をすること。
 - ・ メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対してメールで返信する。電子メール送信から2営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐに連絡すること。
- ③ 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書等については返却しない。
- ⑤ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書
- ④ 本件に関する事務連絡先(様式は任意)

(4) 提出期限

令和2年7月17日(金曜日)17時必着
※1 全ての提出書類をこの期限までに提出すること。
※2 E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
※3 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。
※4 企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は必要な情報が記載されていなかった場合は、審査対象とされない場合がある。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択を取り消すことがある。

8. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。なお、採択された機関については、契約書締結時に原本を提出すること。

- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。
- (3) 前2項は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人には適用しない。

9. 契約締結に関する取決め

(1) 契約額の決定方法等について

審査終了後直ちに採択者と契約に向けた手続に入る。速やかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳又は参考見積書を含む。）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 銀行振込依頼書

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整する。契約額については、文部科学省が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって、契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 再委託契約

本事業を実施するに当たって、参画機関に本委託契約の一部を委託する場合は、参画機関との間において再委託契約（※）を締結すること。

※受託機関からの再委託となるので、総額の50%を超えてはならない。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払う。文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

(4) 契約に関する事務処理

「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき、必要な事務処理を行うこと（再委託先の機関についても同様。）。

事業の実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取消し等によって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

(5) 委託費の額の確定等

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出される委託業務実績報告書を受けて、文部科学省にて確定調査を行う。

なお、本委託契約の一部を再委託する場合は、当該年度の委託契約期間終了までに再委託先の機関からの委託業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を、

当該受託機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告すること。

(6) 契約締結前の執行

国の契約は会計法（昭和 22 年法律第 35 号）により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合は当該再委託先にも伝えておくこと。

10. スケジュール

- (1) 審査：令和 2 年 7 月下旬頃
- (2) 採択決定：令和 2 年 7 月下旬頃
- (3) 契約締結：令和 2 年 8 月中旬頃

11. 委託費の適性な執行について

(1) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する委託費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応する。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加※1 資格の制限等の措置

本事業の委託費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置又は嚴重注意措置をとる。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合がある。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2) 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から)
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も	5年

		高いと判断されるもの	
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

- (※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。
- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
 - ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとする。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照すること。

【URL】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(2) 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

「他の競争的資金制度等」について、令和2年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となる。

(※) 現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を参照すること。

【URL】

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）※1の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

(※1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイト参照すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要である。（チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められない。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要である。ただし、平成31年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイト参照すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイト参照すること。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信をすること。

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※1を遵守することが求められている。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

(※1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイト参照すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要である。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められない。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要である。ただし、令和2年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行おうが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要である。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを参照すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを参照すること。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/orga/index.html>

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の委託契約において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から）
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年

2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとなっているので、各機関において適切に対応すること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(8) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになる。

提案した課題が採択された後、契約手続きの中で、実施責任者は、本事業への委

託契約に参加する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要である。